

### 3-8 地域介護・福祉空間整備等交付金について

#### ○ 平成17年度の執行状況及び18年度の執行における留意点について

本年度の執行においては、都道府県交付金（施設生活環境改善計画）については6月22日付、市町村交付金（市町村整備計画）は8月30日付でそれぞれ交付額の内示を行ったところである。その際、市町村整備計画については、

「市町村整備計画の評価に関する専門家会議」（高橋紘士座長ほか4名の委員で構成）の意見を伺った上で、別紙のような評価基準により評価（点数化）を行った。

それとの内示状況は下記のとおりであるが、平成18年度は、各地方自治体で策定される第3期介護保険事業（支援）計画を踏まえ、市町村交付金においては、各日常生活圏域ごとに地域密着型サービス基盤などの面的な整備を推進し、都道府県交付金においては、介護保険施設の個室・ユニット化改修など、施設の居住環境の改善を図ることを盛り込んだ計画の策定を図られたい。

なお、今後の交付金に係るスケジュールについては、平成18年1月頃を目途に地域介護・福祉空間整備等交付金実施要綱（平成17年5月6日老発0506001号厚生労働省老健局長通知の別紙）を見直し、平成16年度までの社会福祉施設等施設整備費補助金と同様のスケジュールで行うことを予定している。

#### 【都道府県交付金】

- ・内示計画数 94件
- ・内示自治体数 94自治体
- ・内示額 80,380,059千円

#### 【市町村交付金】

- ・内示計画数 341件（うち介護予防拠点のみの計画179件）
- ・内示自治体数 156自治体
- ・内示額 5,386,231千円
- ・計画に記載された施設数

小規模多機能型居宅介護事業所	小規模特別養護老人ホーム	小規模老人保健施設	小規模ケアハウス	認知症高齢者グループホーム	認知症対応型デイサービスセンター	夜間対応型訪問介護ステーション	介護予防拠点	地域包括支援センター	生活支援ハウス	高齢者の在宅生活を支える基盤形成
153	55	1	22	66	65	12	476	54	5	7

※ ・平成18年度以降に整備予定の施設を含む。  
・小規模特養、小規模ケアハウスの単位はユニット数である。

## 市町村交付金採択指標

### 1 客観的指標

	内 容	評価点
指標 1	当該市町村における 65 歳以上人口の平成 17 年から平成 27 年までの増加率	
指標 2	計画の区域における 65 歳以上のひとり暮らし又は 65 歳以上の夫婦のみの世帯の割合（当該年 4 月 1 日現在）	
指標 3	計画の区域における介護保険 3 施設（地域密着型介護老人福祉施設を含む。）及び介護専用の居住系サービス（認知症高齢者グループホーム及び介護専用型特定施設（地域密着型特定施設を含む。））の総定員の要介護 2 以上の認定者数に対する割合（当該年 4 月 1 日現在）	平均点を 50 点として点数化（偏差値化） ※各指標ごとの評価点を合計し、3 で除したものを客観的指標の評価点とする

### 2 政策的指標

	内 容	加算点
指標 4	地域密着型サービスの整備を中心としていること ・小規模多機能型居宅介護、認知症対応型デイサービス、夜間対応型訪問介護を整備する場合	最 高 2 点
指標 5	サービス拠点相互の連携によるネットワーク形成を目指したものであること ・以下の要件を満たす場合 （1）サービス提供に当たっての連携体制 日常生活圏域内の関係団体・サービス事業者等で形成される協議会等サービス提供のための連携の場が開催されること （2）事業者の資質向上のための取組 関係団体等による資質向上のための研修会等が定期的に行われること	最 高 2 点
指標 6	既存資源を活用すること ・次のような既存資源の活用が図られる場合 （例）公民館等の公共施設の一部、保育所等の空き教室、商店街の空き店舗、企業の寮などの遊休施設 等	最 高 2 点
指標 7	元気な高齢者や地域住民が参加する「共生型」のコミュニティづくりを目指したものであること ・以下の要件を満たす場合 （1）地域の元気な高齢者等や地域住民等の参画 シルバー人材センターとの連携、ボランティア活動などを通じて、地域の高齢者、障害者、地域住民等の参画が図られること （2）地域に開かれた運営 地域住民と利用者の交流の機会が設けられている、施設の職員による地域住民への介護教室・出前講座の開催、グループホームでの認知症窓口相談が行われる等、地域に開かれた運営が行われること	最 高 2 点
指標 8	未来志向の事業又は先駆性の高い事業を実施していること ・当該市町村が、在宅と施設の連携（ホームシェアリング）、認知症高齢者ケアの充実（地域見守りサービス）、権利擁護（成年後見制度を利用するための受け皿づくり等）その他の未来志向又は先駆性の高い事業を実施している場合	最 高 2 点
指標 9	給付適正化事業を実施していること ・当該市町村が地域支援事業等による給付適正化事業を実施している場合	最 高 1 点
指標 10	内閣府による地域再生計画の評価結果等の反映 ・「地域再生推進のためのプログラム2005」（平成17年2月15日地域再生本部決定）による地域再生計画の評価結果を反映（平成18年度から実施予定） ・平成17年度においては、平成16年6月に各市町村から提出された地域再生計画であって本交付金の目的に照らして適当と認められる場合	最 高 2 点

※ 予算の範囲内で、客観的指標の評価点と政策的指標の加算点を加えた総合点に基づき、順位の高い市町村整備計画から順に採択する。